

産経新聞 28.11.15

**【天皇陛下ご譲位】有識者会議第2回ヒアリング 櫻井よしこ氏「ご譲位でなく摂政」
渡部昇一氏「終身在位、問題ない」 石原信雄氏「特例法で退位を」**

専門家からのヒアリングが行われた「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」。

「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」座長代理の御（み）厨（くりや）貴・東大名誉教授は14日、首相官邸で記者会見し、この日の第4回会合でヒアリングを行った専門家らの発言や有識者会議メンバーとのやりとりを明らかにした。主な内容は次の通り。

渡部昇一氏「天皇の仕事の第一は昔から『国民のために祈ること』。国民の目に触れるような活動はありがたいが、（無理に）そうする必要はない。皇太子が摂政であれば何も問題なくスムーズに行く」

--（高齢の天皇に）終身在位を求めることは尊厳を損ねることにならないか

「国民のために祈ることが仕事の中心。問題ない」

--天皇と摂政が併存する場合、「象徴」はどちらかという問題は生じないか

「天皇はお祈りを続けており、元号もそのままだから問題はない」

岩井克己氏「摂政は、重患に陥った天皇の尊厳が傷つくことや象徴の二重性が生じること、祭祀（さいし）の核心部分をできないことから困難だ。皇統の不安定化や院政の心配などの退位の弊害は、象徴天皇が定着した現代では考えにくい。（譲位は認めるべきだが）一代限りの特例法は、憲法の規定、国民世論などから困難だ。『高齢譲位』に論点を絞れば典範改正はさほど難事とは思えない」

--スピード感を重視すれば、特例法も選択肢では

「納得いく説明がないと理解しがたい」

笠原英彦氏「（国事行為の）臨時代行の要件である精神、もしくは身体の疾患を、内閣の判断で弾力的に運用し、外国訪問と病気療養以外にも拡大して、適用できるのではないか。摂政設置要件の『重患』を拡大解釈できるなら一つの方策だ。退位（譲位）は天皇の地位の不安定化や二重権威の問題、象徴の形骸化などから認められない」

--国民の多くが退位を求める場合は

「皇室典範は他の法律と同じような立法過程を考えてはならず、国論を二分するような形は避けなければならない」

櫻井よしこ氏「天皇の役割は国家国民のために祭祀を執り行っただけのこと。何をなさらずとも、いてくださるだけでありがたい存在。天皇でなければ果たせない役割を

明確にし、ご譲位ではなく、摂政を置くべきだ。皇室典範に（摂政の設置要件として）『ご高齢』を加えることで可能になる」

--以前は、条件付きで「譲位もありうる」という見解を示していたが

「陛下への配慮はとても重要だが、国家のあり方と分けて考える必要がある。国の基盤を保ちながらいかにお気持ちに沿うか、大変難しい課題だ」

石原信雄氏「ご高齢の場合は退位を認めるべきだ。法律の形式は皇室典範の特例法とすることが適当だ。退位を認める場合、その程度と内容を具体的に定め、要件該当性の認定は専門の知識を有する者の意見を聞いて行う」

--どこまで規定するか

「目安となる年齢など、主要な事項は法律で規定すべきであり、あとは皇室会議でご意志を確認する形が考えられる」

--退位が行われると象徴が二重化しかねない

「天皇の権威は全て新天皇に譲られる、とはっきりさせるべきだ」

今谷明氏「天皇はその存在自体が重大、貴重なもので、国事行為や公的行為は必ずしも自身でなされる必要はない。（摂政の設置で公務の負担は軽減できるが）『臨時代行』こそ最も適した対応だ。法的措置を要することには与野党一致するまで見送りが相当だ。（譲位により）権威の分裂という事態があり得るので慎重でなければならない」

--退位の弊害はあるか

「（現行の）制度は長い伝統を踏まえてできたものだ。権威の分裂がないとは言い切れない」